

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業
(県産品販路開拓支援・ASEAN(シンガポールを除く))
業務委託仕様書

1 事業目的（概要）

経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中で、海外の旺盛な需要を県内に取り込むことは極めて重要である。

当該事業は、高度経済成長を続けており市場として有望な ASEAN(シンガポールを除く)において、販売イベントやプロモーション等の実施により、ビジネス需要を開拓し、本県中小企業等による県産品の販路開拓に資することを目的とする。

2 事業内容及び事業実施方法

（1）協議会及び支援対象事業者との総合調整

受託者は、当該事業により ASEAN(シンガポールを除く) 市場への販路開拓を支援する県内中小企業等（以下「支援対象事業者」という。）の取組状況を踏まえ、いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）事務局、支援対象事業者等に対する事業説明、輸出に係る諸手続及び情報提供等、販路開拓に係る提案等、総合調整を実施するものとする。

（2）本事業で支援する商品及び支援対象事業者の選定

受託者は、県内中小企業等への訪問を実施の上、現地の嗜好や輸入規制等の観点を踏まえて、継続的な商流形成が期待できる商品（以下「支援商品」という。）を5商品以上選定する。

なお、選定の際、支援商品を取り扱う支援対象事業者が5者以上となるようにするものとし、可能な限り輸出先で未流通の商品を選定するよう努める。

（3）現地店舗における試験販売イベント等の実施

受託者は、ASEAN(シンガポールを除く) 市場への支援商品の継続的な輸出を目指すため、通常の商取引により支援対象事業者から仕入れた支援商品によって、下記ア及びイを参考に、受託者の創意工夫により、飲食店、ホテル及び小売店舗等における試験販売イベント等を実施することで、現地営業活動を行う。

なお、協議会及び支援対象事業者は、受託者による支援商品の仕入自体に係る費用を負担しないものとし、受託者が自ら支援商品を仕入れず、当事者以外の第三者と連携して仕入れを行う場合も同様とする。

ア 広告宣伝による消費者へのP R

店頭ポップ等の作成、商品説明チラシ等の作成、S N S等を活用したP Rの実施、試験販売実施店舗における販売員を活用した販売促進 等

イ 継続取引に向けた営業活動

試験販売実施店舗での取り扱い可能性の検討及び営業活動 等

(4) 試験販売等を通じた現地反応等のフィードバック

受託者は、上記（3）の試験販売イベント等を通じた消費者の反応や実施店舗への営業活動結果等を支援対象事業者にフィードバックし、マーケットイン型の商品開発など現地での販路開拓に向けた助言を行うものとする。

(5) 商品の輸送

上記（3）の試験販売等に向けた商品輸送については、通常の商取引における輸送を原則とし、商品の保管条件等を考慮の上、受託者は輸送に係る支援対象事業者、輸送事業者、現地店舗等との調整を行うものとする。

(6) 海外派遣職員、県事業等との連携

受託者は、当該事業の実施にあたって、県の海外派遣職員やビジネスサポーターとの連携を図り、現地での業務にあたるものとする。

また、令和6年度に県及び協議会等が実施する海外展開支援事業について、日本貿易振興機構（ジェトロ）やいばらき中小企業グローバル機構等の関係機関と調整のうえ、連携を図るものとする。

3 その他

(1) 事業目標の設定

受託者は、当該事業の実施に伴う商談成約件数及び商談成約金額について、目標を設定のうえ、下記（2）の会議において進捗、実績及び今後の対応方針を報告する。

(2) 活動報告書の提出等

受託者は、毎月、活動報告書の提出及び会議（ウェブ会議システムの活用を含む。）の開催により、協議会に事業の進捗を報告するものとする。

(3) 委託料の支払

受託者は、上記（1）において設定した商談成約目標額について、委託契約期間中における当該目標額の達成割合に応じて、仕様書で定める役務や事務に要する経費（以下「基準委託料」という。）に加えて、委託料全体が契約額を超えない範囲で成功報酬を請求できるものとする。

成功報酬は、商談成約目標額の達成率（75%以上）に応じて、一般管理費を除いた基準委託料の10%を上限とした額とする。

達成率	成功報酬額
75%未満	なし
75%以上～ 100%未満	「基準委託料（一般管理費除く）の 10%に達成率を乗じた額」又は「基準委託料（一般管理費除く）の 10%に達成率を乗じた額×50 万円以上した成約した支

	援商品の数÷5」のいずれか低い方
100%以上	「基準委託料（一般管理費除く）の10%」又は「基準委託料（一般管理費除く）の10%×50万円以上した成約した支援商品の数÷5」のいずれか低い方

使用可能な経費等

費　　目	内　　容
基準委託料	人件費 ①事業に要する人員確保に伴う給料及び各種手当等 ②その他事業に要する人員確保に伴う経費
	報償費 事業に要する報償費
	旅費 事業に要する旅費
	事務費 ①事業に要する書類作成費 ②事業に要する会議費 ③事業に要する通信運搬費 ④事業に要する消耗品費 ⑤事業に要する光熱水費 ⑥事業に要する公租公課 ⑦事業に要する検査費用 ⑧その他事業に要する事務的経費及び雑費
	使用料及び 賃借料 事業に要する会場等の使用料及び賃借料
	委託費 事業に要する再委託を実施するための費用
	一般管理費 (人件費+報償費+旅費+事務費+使用料及び賃借料+委託費) × 10%以内
	その他 事業目標の達成割合に応じた成功報酬 ：基準委託料（一般管理費除く）× 10%以内
消費税	(基準委託料+その他) × 10%